

学校法人久留米信愛学院 役員報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人久留米信愛学院（以下「この法人」という。）の寄附行為第 11 条の規定に基づき、役員報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事長、常務理事及び法人において勤務することが常態である理事及び監事をいう。
- (3) 職員理事とは、この法人の職員（学長、校長、園長等を含む）として給与を支給されている理事をいう。職員が役員となったときは、職員としての身分は継続し、役員在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- (4) 非常勤役員とは、前 2 号以外の理事及び監事をいう。
- (5) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退任慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、職員の給与規程及び退職金規程に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員には、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤役員に対しては、報酬、賞与を支給し、退任慰労金を支給することができる。
- (2) 職員理事に対しては、役員としての賞与、退任慰労金を支給しない。ただし、職員としての給与と次条第 1 項において定める役員報酬との差額を役員報酬として支給することができる。
- (3) 非常勤役員に対しては、報酬のみ支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第 4 条 常勤役員の報酬月額、別表 1 のとおりとし、各役員報酬月額は俸給表のうちから、理事会において決定する。

- 2 常勤役員の賞与は、別表 2 に定める算式により算出される額の範囲内で、学院の財務状況及び職員の賞与支給率等を考慮して、理事会において決定する。
- 3 非常勤役員に対する報酬の額は別表 3 に定める額とする。

(退任慰労金の支給)

第 5 条 常勤役員が任期の満了又は辞任により退任したとき、退任慰労金を支給することができる。

- 2 常勤役員が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その遺族に支給することができる。この場合において、遺族の範囲及び順位は職員の退職金規程第7条を準用する。
- 3 常勤役員の退任慰労金は、常勤役員を退任した日のその者の報酬月額に別表4に定める割合を乗じて算出される額の範囲内で、理事会において決定する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月21日(ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、直前の営業日に支払うものとする。)
- (2) 賞与 毎年6月及び12月
- (3) 退任慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退任した後3か月以内

2 非常勤役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第7条 役員が職務執行のため出張した場合には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第9条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、「学校法人久留米信愛学院 役員・評議員報酬規程」（平成5年11月1日制定）は廃止する。

別表1 (常勤役員の報酬)

号俸	報酬月額
1	100,000 円
2	200,000 円
3	300,000 円
4	400,000 円
5	500,000 円
6	600,000 円
7	700,000 円
8	800,000 円
9	900,000 円
10	1,000,000 円

別表2 (常勤役員の賞与)

6月の賞与	報酬月額×100分の200以内
12月の賞与	報酬月額×100分の300以内

別表3 (非常勤役員の報酬)

役職名	業務内容	報酬額
理事	理事会等会議への出席	日額 20,000 円以内
監事	監事監査、理事会等会議への出席その他 法人業務のための勤務	日額 20,000 円以内 または 月額 50,000 円以内

別表4 (常勤役員の退任慰労金)

在任期間	係数
1年以上7年未満	1年につき100分の100
7年以上13年未満	1年につき100分の125
13年以上の期間	1年につき100分の150

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。